様式第九号の二（第十条の六関係）

川崎市指令環廃　第２３４号　　許可番号　第０５７２０００４３３１号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　　所　川崎市幸区小向西町四丁目１３４番地

氏　　名　小澤商事　株式会社

代表取締役　小澤　一晃　様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

令和７年１月３１日

川崎市長　福田　紀彦

許可の年月日　令和７年２月１日

許可の有効期限　令和１４年１月３１日

１　事業の範囲

（１）　事業の区分

中間処理（破砕、溶融、圧縮梱包、選別・圧縮）

（２）　産業廃棄物の種類

ア　破砕に係るもの

（ア）　廃プラスチック類、（イ）　木くず、（ウ）　金属くず、

（エ）　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、（オ）　がれき類

以上５種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ　溶融に係るもの

（ア）　廃プラスチック類　以上１種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ　圧縮梱包に係るもの

（ア）　廃プラスチック類、（イ）　紙くず、（ウ）　繊維くず、（エ）　金属くず

以上４種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

エ　選別・圧縮に係るもの

（ア）　金属くず　以上１種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（３）　制限

ア　溶融に係る廃プラスチック類は、廃発泡スチロールに限る。

イ　圧縮梱包に係る廃プラスチック類は、軟質なものに限る。

ウ　選別・圧縮に係る金属くずは、スチール缶及びアルミ缶に限る。

２　事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記１のとおり

３　許可の条件

４　許可の更新又は変更の状況

令和７年２月１日　更新許可

令和７年２月１日　優良認定

５　規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　無

別記１

（１）　事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所　在　地
ア　破砕施設 （破砕機Ｎｏ．１） （設置年月日　平成　５　年　７　月　１　日）	4.8ｔ／日（廃プラスチック類）	川崎市川崎区浅野町 ３５番１１５ （1210.07㎡）
イ　破砕施設 （破砕機Ｎｏ．２） （設置年月日　令和　６　年　８　月１５日）	3.2ｔ／日（木くず） 27.8ｔ／日（金属くず） 24.6ｔ／日（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	
ウ　破砕施設 （破砕機Ｎｏ．３） （設置年月日　令和　６　年　８　月１５日）	3.6ｔ／日（がれき類）	
エ　選別・圧縮施設 （選別・圧縮機） （設置年月日　令和　６　年　８　月１５日）	0.69ｔ／日（金属くず） （スチール缶） 0.38ｔ／日（金属くず） （アルミ缶）	
オ　圧縮梱包施設 （圧縮梱包機） （設置年月日　令和　６　年　８　月１５日）	13.79ｔ／日（廃プラスチック類） 8.99ｔ／日（紙くず） 2.85ｔ／日（繊維くず） 20.1ｔ／日（金属くず）	
カ　溶融施設 （溶融機） （設置年月日　令和　６　年　８　月１５日）	0.64ｔ／日（廃プラスチック類）	

施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
破砕施設一式	4.8ｔ／日	破砕機Ｎｏ．１
破砕施設一式	27.8ｔ／日	破砕機Ｎｏ．２
破砕施設一式	3.6ｔ／日	破砕機Ｎｏ．３
選別・圧縮施設一式	0.69ｔ／日	選別・圧縮機
圧縮梱包施設一式	20.1ｔ／日	圧縮梱包機
溶融施設一式	0.64ｔ／日	溶融機